

調布市アライグマ・ハクビシン防除事業の利用に関する同意書

私は、調布市アライグマ・ハクビシン防除事業を利用するのに当たり、下記の事項について了承し、市及び市から委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施することに同意します。

記

- 1 市及び受託者が、防除事業の実施に必要な範囲において、利用申込者宅の敷地内に立ち入り、調査及び作業を行うこと。なお、この調査及び作業には、利用申込者が立ち会うこと。
- 2 市から受託者に対し、利用申込書に記載の利用申込者の情報を提供し、受託者が防除事業の実施のために利用すること。
- 3 捕獲された動物が暴れるなどにより、捕獲器の周囲を傷つけたり、汚損したりすることなどが発生し得ること。
- 4 防除事業の利用により、市又は受託者の責めに帰すことができない事由が原因で第三者に損害が発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、市と誠意をもって事故の解決に努めること。
- 5 その他、調布市アライグマ・ハクビシン防除事業実施要綱の別表第2に定める事項について協力すること。

年 月 日

申込者（利用者）氏名

参考 調布市アライグマ・ハクビシン防除事業実施要綱 別表第2（第6関係）

1 捕獲器の設置及び回収に立ち会うこと。2 捕獲器に付ける餌を用意し、受託者の説明に従って設置すること。捕獲器の餌については、週1回程度、付け替えること。3 設置された捕獲器を移動しないこと。4 捕獲器の設置による事故を防止するため、受託者から配布する注意喚起のチラシを、第三者から見やすい場所に提示するとともに、近隣への周知を図ること。5 捕獲器の設置期間中は定期的に見回り、餌の状況確認等、管理を行い、対象動物等が捕獲された場合には、速やかに受託者に連絡すること。6 生活環境被害を受けた場合には、次に掲げる対策を講ずること。（1）対象動物の侵入口をふさぐ工事の施工等（2）ふん尿の撤去及び清掃（3）消毒処理